

別紙

諮詢第1053号

答 申

1 審査会の結論

本件部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下単に「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇年〇月〇日以降の〇〇営業所乗務員〇〇の非組合員になる時から現在至るまでの取り扱いについて、〇〇営業所長の本局への報告と報告に対しての対応の全て」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都交通局長が令和5年12月15日付けで行った本件部分開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件部分開示決定は、法78条1項7号に基づき部分開示としたものであり、妥当である。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和6年2月27日に審査会へ諮詢された。

審査会は、令和7年5月21日に実施機関から理由説明書を收受し、同年7月25日（第254回第二部会）から同年10月24日（第256回第二部会）まで、3回審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件開示請求の内容から、令和〇年〇月〇日から開示請求日までの間に、審査請求人の〇〇労働組合脱退に関して、〇〇自動車営業所と東京都交通局自動車部（以下「本局」という。）との間で行われたやり取りについて作成された事実確認書1及び事実確認書2（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を保有個人情報と特定し、本件対象保有個人情報の件名の一部、「日時」、「場所」、「被確認者」及び「確認者」の各欄、質疑応答形式による事実確認内容並びに同事実確認内容が相違ないことを確認した年月日及び氏名（以下「本件不開示情報」という。）が法78条1項7号に該当するとして、本件部分開示決定を行った。

イ 本件部分開示決定の妥当性について

実施機関は、本件対象保有個人情報について、審査請求人に対するパワーハラスマントがあったかどうかの事実調査の記録と類似の位置付けと考えられるところ、本件不開示情報が開示されると、当該調査に關係した職員は今後、率直な意見表明を躊躇することとなり、本局において必要な調査を行うに当たり、正確な事実確認ができなくなるなど、本局の内部管理に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条1項7号に該当すると説明する。

審査会が見分したところ、本件対象保有個人情報は、審査請求人の労働組合脱退に関し、本局の職員が〇〇自動車営業所の関係者（以下「本件関係者」という。）に対して行った事実確認の内容が記録された文書であり、当該事実確認の内容は、本件関係者がそれぞれの認識に基づいて述べた内容が具体的かつ詳細に記録されたものであることが認められる。

本件不開示情報は、これを開示すると、本件関係者が特定され、又は他の情報と照合することにより本件関係者を特定することが可能となる情報であることから、今後同種の事実確認が必要となった場合に、事実確認を受けた者がありのままの認識に基づいて率直かつ詳細に説明することを躊躇するおそれがあることは否定できない。

そうすると、今後同種の事実確認において、関係者が率直な口述をせず、又は事

実を明らかにしないこと等により、正確な事実の把握が困難になるなどして、実施機関が行う調査等の内部管理に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとの説明は首肯できるものである。

したがって、本件不開示情報は法78条1項7号に該当することから、当該情報を不開示とした本件部分開示決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書において種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 蘭子